

「介護予防・日常生活支援総合事業」の令和元年10月からの介護報酬改定に伴うサービスの報酬変更

(1) 令和元年9月末までの報酬

項目	サービス類型	内 容	対象者	基本報酬 (月額包括報酬)	基本報酬 (1回単位)	その他
介護予防・生活支援サービス事業	① 訪問介護 従前相当サービス	訪問介護員による身体 介護・生活援助	事業対象者、要支援1・2(週1回程度)	1,168単位(1日につき38単位)	266単位(月4回まで)	
			事業対象者、要支援1・2(週2回程度)	2,335単位(1日につき77単位)	270単位(月8回まで)	
			事業対象者、要支援2 (週3回程度)	3,704単位(1日につき122単位)	285単位(月12回まで)	
	② 訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	身体介護を伴わない 生活援助	事業対象者、要支援1・2		225単位(月9回まで)	●初回加算 200単位/月
介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)	① 通所介護 従前相当サービス	自立した生活に資する生活上の 支援や生活機能向上機能訓練	事業対象者、要支援1・2(週1回程度)	1,647単位(1日につき54単位)	378単位(月4回まで)	
			事業対象者、要支援2(週2回程度)	3,377単位(1日につき111単位)	389単位(月8回まで)	
	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	運動器機能訓練を主とした 自立支援に資する通所	事業対象者、要支援1・2		310単位(月5回まで)	●年間3クール実施 1クール概ね4カ月
	③ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)	生活行為向上複合プログラム (運動・口腔・栄養)	事業対象者、要支援1・2		※350円/回(利用者負担) (週1回程度で14回)	
介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)			事業対象者、要支援1・2	430単位		●初回加算 300単位/月



(2) 令和元年10月からの報酬

項目	サービス類型	内 容	対象者	基本報酬 (月額包括報酬)	基本報酬 (1回単位)	その他
介護予防・生活支援サービス事業	① 訪問介護 従前相当サービス	訪問介護員による身体 介護・生活援助	事業対象者、要支援1・2(週1回程度)	1,172単位(1日につき 39単位)	267単位(月4回まで)	●基本報酬及び加算共に、 国が定める報酬額と同様
			事業対象者、要支援1・2(週2回程度)	2,342単位(1日につき 77単位)	271単位(月8回まで)	
			事業対象者、要支援2 (週3回程度)	3,715単位(1日につき122単位)	286単位(月12回まで)	
	② 訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	身体介護を伴わない 生活援助	事業対象者、要支援1・2		229単位(月9回まで)	●初回加算 200単位/月
介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)	① 通所介護 従前相当サービス	自立した生活に資する生活上の 支援や生活機能向上機能訓練	事業対象者、要支援1・2(週1回程度)	1,655単位(1日につき 54単位)	380単位(月4回まで)	●基本報酬及び加算共に、 国が定める報酬額と同様
			事業対象者、要支援2 (週2回程度)	3,393単位(1日につき112単位)	391単位(月8回まで)	
	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	運動器機能訓練を主とした 自立支援に資する通所	事業対象者、要支援1・2		313単位(月5回まで)	●年間2クール実施 1クール概ね4カ月
	③ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)	生活行為向上複合プログラム (運動・口腔・栄養)	事業対象者、要支援1・2		※350円/回(利用者負担) (週1回程度で14回)	
介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)			事業対象者、要支援1・2	431単位		●初回加算 300単位/月